

## 生ごみ処理機購入 助成制度案内

本町では、生ごみ処理機やコンポスターの本体購入費用の一部を助成する制度を実施しています。生ごみ処理機やコンポスターはごみの減量化にもつながり、環境にもやさしい生ごみリサイクルの1つですのでぜひ利用してください。

■申請受付／購入する前に下記係へ申請してください。

■対象となる方／標茶町民で本町に1年以上居住し、今後1年以内に転出の予定が無い方。

※1年未満の居住であっても2年以上居住することが認められる

## 犬の放し飼い・ ふんの不始末の注意喚起

最近、ペットの放し飼いやフンの放置などマナーの悪い飼い主が見受けられ、その行為は人に危害がおよぶだけでなくペットにも危険があり、また鳴き声・悪臭などにより近隣トラブルの原因にもなります。日ごろからペットを逃がさないように注意しましょう。また、散歩に連れて行くときは袋などを携帯し、ふんは必ず回収しましょう。ペットを飼う際は、責任を持ち、マナーをきちんと守りましょう。

場合は、助成を受けることができません。

## ■対象機械・助成金額

※付属品を除く本体購入費用の2分の1で、百円単位まで助成します。

※町内販売店で購入されたものに限ります。

※ダンボールによる生ごみ処理は助成の対象外です。  
※一世帯一台までです。

※1年未満の居住であっても2年以上居住することが認められる

## 資源ごみの分別

資源ごみを無料で収集していますが、収集の際、汚れがあるものが見受けられます。

特に、食品トレイ、缶類（アルミ缶・スチール缶）、ペットボトル類、その他プラスチック類に汚れがある場合は、分別しても、資源ごみとならず、有料ごみでの回収となり、焼却したり、埋め立て処分となります。資源ごみを出す場合は必ず軽くすすぐなどして、汚れを落としてください。ご理解とご協力をお願いします。



対象機械	電気式 (乾燥型・バイオ型)	堆肥式 (コンポスター・発酵2個)
助成金額	上限3万円	上限3,800円

## 浄化槽の適正な維持管理・ 法定検査の受検

法定検査は浄化槽法の規定により毎年1回、保守点検や清掃が適正に行われているか、浄化槽の機能が正常かを確認するための検査です。この検査の受検は、専門業者による年3〜4回の「保守点検」と年1回以上の「清掃」と合わせ、浄化槽管理者（所有者など）の義務となっています。私たちの生活環境を守るためにも、必ず受検してください。浄化槽をお使いの方で検査案内が届いてない方は（社）北海道浄化槽協会（☎011-823-4750）に問い合わせください。

また、浄化槽を新設、変更または廃止した場合は、下記係に届け出ください。

水質基準を満たさない浄化槽処理水を放流したり、法定検査を受検しない場合は、浄化槽法により罰せられます。

## 大型連休のごみ収集・ 受け入れについて

大型連休中の5月3・4・5日はごみの収集、クリーンセンターでの受け入れをお休みします。

4月29日の祝日は、通常通りごみの収集を行います。クリーンセンターでの受け入れはお休みです。

## 消火器の廃棄方法の お知らせ

使用済みまたは有効期限の過ぎた消火器の処分は、（社）日本消火器工業会が地域の販売代理店などと協力して行っています。一般のごみ収集に出さないようにしてください。

消火器の回収にはリサイクルシール代と運送・保管費用が必要になります。料金など詳しくは取扱窓口にお問い合わせください。

取扱窓口は <http://www.fepc.jp/accept/> で検索できます。

※3月2日現在、本町に取扱窓口はありません。

消火器は郵送でも回収できますが、事前に申し込みをしてください。

■申し込み／ゆうパック専用コールセンター（☎0120-822-306、ホームページ <http://www.fecycle.jp>）

■問い合わせ／（社）日本消火器工業会（消火器リサイクル推進センター）（☎03-5829-6773）



■問い合わせ／役場住民課環境衛生係（1階③番窓口☎485-2111内線125）

# 生活豆知識



## 職場にも家にも しつこい投資マンションの勧誘

次のような相談が北海道消費生活センターに寄せられていますので、相談内容とアドバイスについてお知らせします。

**Q**

夫の職場に「節税や老後の資金のために新築の分譲マンションを買わないか」という勧誘電話が何度もあった。仕方なく5日前に夫が職場で事業者に会い、話を聞いた。断つてもしつこく勧められ、職場に迷惑がかかるので今日、自宅で話を聞くことになっていて。まだ契約はしていないと夫は言うが、職場に事業者が来たときに何かの書面に押印したようだ。書面の控えももらっておらず不安だ。断りたいがどうしたらよいか。(50代、女性)

**A**

宅地建物取引業法では、クーリング・オフや重要事項の説明義務、書面の交付義務などについて規定しています。宅地建物取引業者と事務所以外の場所で売買契約をした場合は、クーリング・オフについて記載した書面を受け取った日から8日以内であれば原則として無条件で解約できます。

自宅に事業者が来たときには、マンションは購入しないときっぱり断り、事業者が契約は成立していると主張してきた場合は、クーリング・オフするよう助言しました。

翌日、当事者である夫から連絡があり、話し合いの結果事業者が解約に応じたが、職場で事業者に印鑑証明書、免許証、保険証の写しを渡しており、不安だとのこと。契約を解除することと渡した書類を返却してほしいこと、今後の勧誘を断ると、ハガキに記載し、簡易書留で送るよう伝えました。

**Q**

独立行政法人国民生活センターによると、投資用マンションの勧誘に関するトラブルが年々増加しています。この事例のようにしつこく勧誘したり、脅迫したり、あるいは長時間の拘束や夜間に訪問してくるなど、悪質な勧誘行為が見られます。「賃貸による家賃収入が入るので、持ち出しは一切ない」「入居がなくても家賃を保証する」などのセールストークで売り込んできますが、実際は入居者が見つからなかったり、事業者が倒産したりするケースもあるなど、大きなリスクを伴います。

北海道消費生活条例では、勤務時間内に職場に電話したり、訪問して勧誘したりすることは、不当な取引方法として禁止しています。なお、被害に遭わないためには、強引に勧められなくても強い意志で断ることです。お困りの際は左記へ相談してください。

**■相談窓口**

● 役場企画財政課商工労働係  
(2階)⑩番窓口 ☎485-2111内線251)

● 釧路市消費生活センター (☎0154-24-3000)

● (社)北海道消費者協会消費生活相談推進員 (釧路総合振興局配置) (☎0154-44-3460)

# 中御卒別牧野

- ◆ 期間 / 5月中旬～10月
- ◆ 傷害保険 / 加入
- ◆ 給与 / 月約20万円
- ◆ 締切 / 4月末
- ◆ 連絡先 / 小松 (☎090-3396-0328)

**従業員募集**



## テレーノ産 ¥1,500 サフォーク焼肉定食



ハヤシライスはじめました!!

テレーノ気仙 ☎485-2030